

(仮称)福山市次期ごみ処理施設整備事業 に係る環境影響評価方法書のあらまし

2018年（平成30年）3月 福山市

はじめに

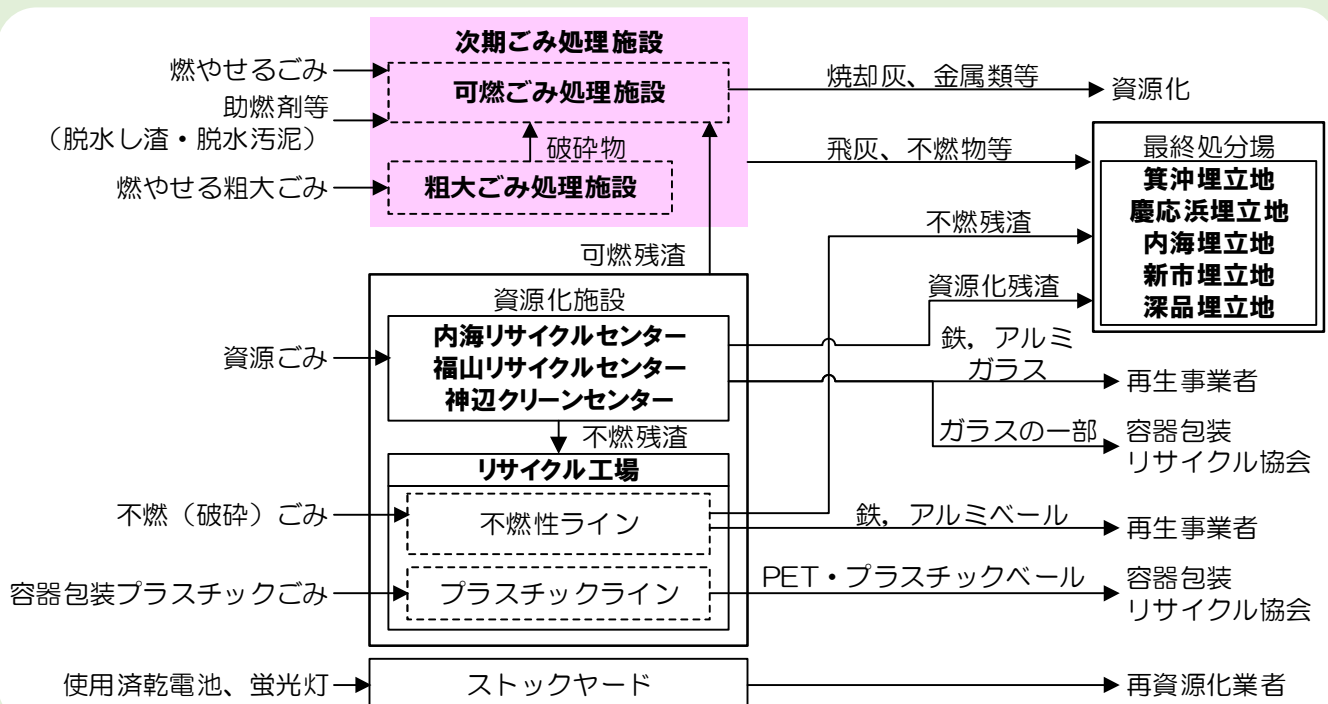
本市では、3つの焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンター）及びごみ固形燃料工場で燃やせるごみ等の処理を行っています。

現在、これらの焼却施設は老朽化が著しく進行していることや、小規模な施設を保有していることから、施設運営が非効率になっています。さらに、燃やせる粗大ごみはリサイクル工場へ搬入し、破碎処理を行っていますが、搬入量が処理能力を超過している状況です。

一方、国や広島県では、環境負荷を低減するため、将来を見据えた市町連携による廃棄物処理体制構築を推進しており、「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会」（福山市、府中市、神石高原町）により、今後の可燃ごみ処理における広域処理体制の可能性について経済性・環境面等で検討した結果、広域化の方が有利となりました。

本事業では、老朽化した施設の更新、施設運営の効率化、廃棄物の効率的な広域処理等を行うため、4つの可燃ごみ処理施設を1つに集約し、新たなごみ処理施設の整備を行うものです。また、リサイクル工場の燃やせる粗大ごみ処理ラインを休止し、粗大ごみ処理施設を可燃ごみ処理施設に併設する計画です。

本市における次期ごみ処理施設稼働開始後のごみ処理の流れ



1. 環境影響評価とは

●環境影響評価について

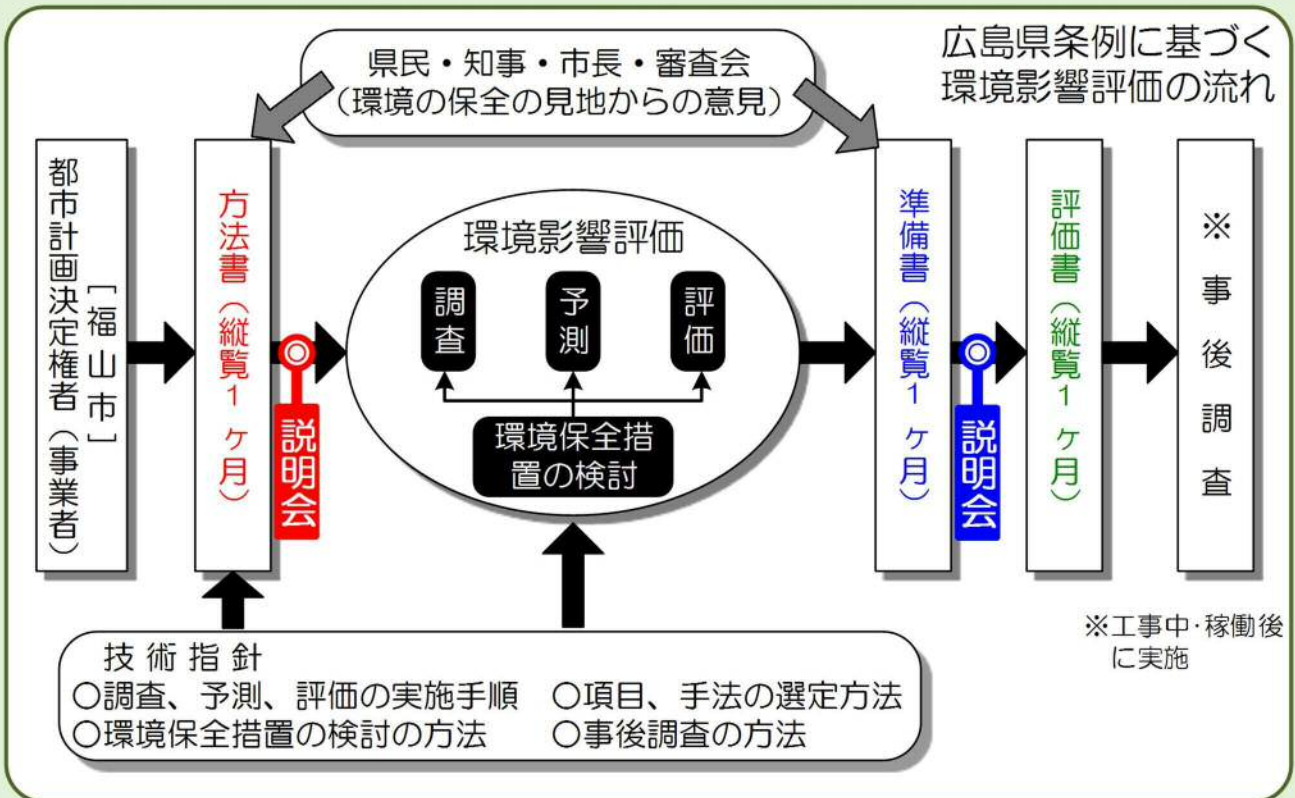
事業者が実施しようとする事業の環境への影響について、県民・県知事・市長・審査会など関係する方々の意見を聞きながら、その事業を、環境に配慮した、より良い事業計画にしていくための制度です。

概要としては、事業者が現況を調査し、事業による影響を予測し、必要に応じて環境保全の措置などを検討します。その結果を公表し、関係する方々の意見を聞きながら、最終的に環境への影響を評価するものです。

なお、環境影響評価は、広島県環境影響評価に関する条例（平成10年条例第21号）に基づいて実施します。

●環境影響評価の流れ

環境影響評価・事後調査の手続きは、以下の手順で行います。



方法書：環境影響評価の方法を決めるため、現況を整理し、評価項目や調査方法等を記載する文書

準備書：環境保全上の意見を聴くための準備として、調査、予測、評価、環境保全対策の検討結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた文書

評価書：県知事や一般の方々などの意見を踏まえ、必要に応じて準備書を見直し検討を追加する文書

事後調査：評価書に基づき必要に応じて実施する、工事中や供用開始後の環境を把握するための調査

2. 事業の概要

- 都市計画決定権者（事業者）の名称：福山市 市長 枝廣 直幹
- 事業計画地：広島県福山市箕沖町
- 都市計画対象事業の種類：ごみ処理施設の設置事業
- 施設の概要

【可燃ごみ処理施設の概要】

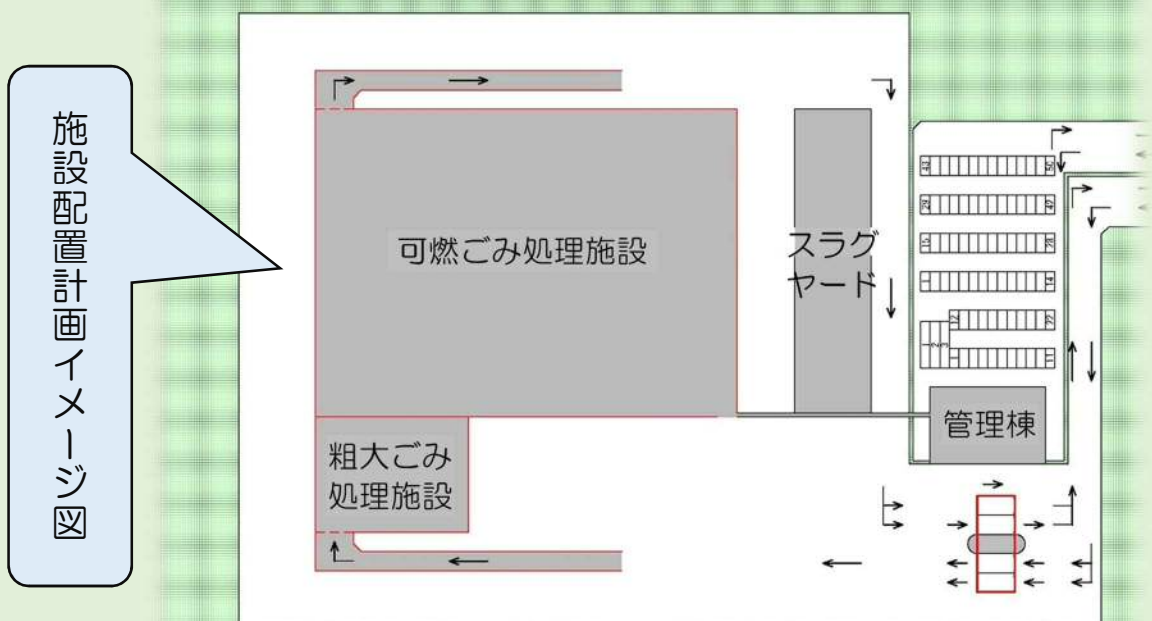
処 理 対 象	福 山 市：燃やせるごみ、粗大ごみ処理施設の破砕物、 資源化施設の可燃残渣、剪定枝等、助燃剤等 府 中 市：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ(破砕後)、助燃剤等 神石高原町：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ(破砕後)
計画処理能力・運転時間	600 t/日 （24 時間連続運転）
処 理 方 式	焼却方式（ストーカ式）、ガス化熔融方式（シャフト炉式 又は流動床式）のいずれかを採用する予定です。

【粗大ごみ処理施設の概要】

処 理 対 象	本市で排出される燃やせる粗大ごみで以下に示すものです。 木製の家具類：机、椅子、戸棚、ベッド、タンス、食器棚等 （できる限りガラス・金属類は取り除く） 寝 具 類：じゅうたん、木製ベッド、毛布、スプリング マット、ふとん等
計画処理能力・運転時間	16 t/日 ・ 5 時間/日

注 1) 稼働開始は、2024 年度（平成 36 年度）を予定しています。

2) 可燃ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の概要は現在検討中であり、詳細については今後の環境影響評価準備書の中で明らかにする予定です。



3. 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、「広島県環境影響評価技術指針」において一般廃棄物焼却施設事業に係る参考項目等に基づき、事業特性及び地域特性を勘案して、下表のとおり選定しました。

環境影響要因の区分 環境要素の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
		建設機械の稼働	資材及び車両の運搬	切土等及び焼却施設	地形の変更後の土地及び	施設の稼働			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生
						排出ガス	排水	機械等の稼働		
大気質	硫酸化物					○				
	窒素酸化物	○	○			○			○	
	浮遊粒子状物質		◎			○			◎	
	粉じん等	○	○						○	
	有害物質					○				
騒音	騒音	○	○					○	○	
振動	振動	○	○					○	○	
悪臭	悪臭					○		◎		
水質	水の汚れ						▲			
	土砂による水の濁り			▲						
地形及び地質	重要な地形及び地質				▲					
動物	重要な種及び注目すべき生息地				▲					
植物	重要な種及び群落				▲					
生態系	地域を特徴づける生態系				▲					
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				▲					
廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						
	一般廃棄物									○
温室効果ガス等	二酸化炭素					○				

- 注 1)○：技術指針において参考項目に選定されており、本事業による影響が懸念されるため、環境影響評価項目に選定しました。
- 2)▲：技術指針において参考項目に選定されていますが、本事業による影響がない又は極めて小さいと考えられるため、環境影響評価項目から除外しました。
- 3)◎：技術指針において参考項目に選定されていませんが、本事業による影響が懸念されるため、環境影響評価項目に選定しました。

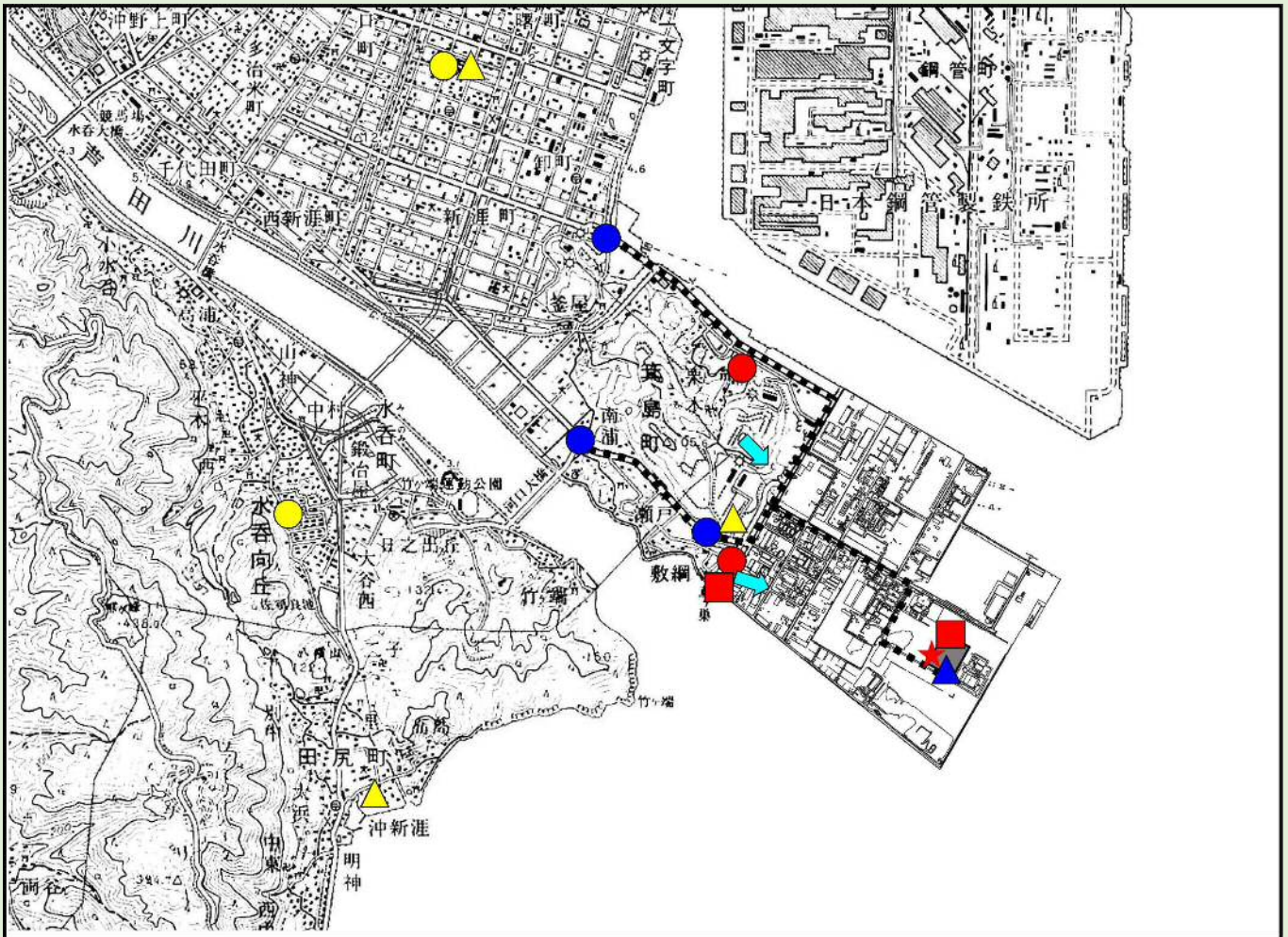
4. 調査及び予測の手法

調査及び手法の概要は、下表のとおり選定しました。



環境要素	調査項目	調査手法		予測の手法	
		現地調査	資料調査	工事中	供用後
大気質	二酸化硫黄	●	●	● 大気拡散式に基づく理論計算	● 大気拡散式に基づく理論計算
	二酸化窒素	●	●		
	浮遊粒子状物質	●	●		
	塩化水素	●			
	ダイオキシン類	●	●		
	水銀	●	●		
	降下ばいじん量		●	● 事例の解析により得られた経験式に基づく理論計算	● 事例の解析により得られた経験式に基づく理論計算
騒音	● 騒音の状況 ● 交通の状況 ● 道路沿道の状況	●		● 音の伝搬理論に基づく理論計算 ● 既存道路の現況に工事用車両の影響を加味した理論計算	● 音の伝搬理論に基づく理論計算
振動	● 振動の状況 ● 地盤の状況 ● 交通の状況 ● 道路沿道の状況	●		● 距離減衰式に基づく理論計算 ● 振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式に基づく理論計算	● 距離減衰式に基づく理論計算 ● 旧建設省土木研究所提案式に基づく理論計算
悪臭	● 特定悪臭物質の状況 ● 臭気指数の状況 ● 気象の状況	●		—	【煙突排出ガス】 ● 大気拡散式に基づく理論計算 【機械等の稼働】 ● 類似事例の参照及び悪臭防止対策の内容を踏まえた定性的予測
景観	● 主要な眺望景観の状況	●		—	● フォトモンタージュ法に基づく定性的予測
廃棄物	● 建設工事に伴う副産物の発生状況 ● 一般廃棄物の発生状況		●	● 建設工事に伴い発生する副産物の発生量、処理計画を踏まえた定性的予測	● 施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物（残渣等）の発生量、処理計画を踏まえた定性的予測
温室効果ガス等	● 二酸化炭素の状況		●	—	● 二酸化炭素の排出量、環境保全措置を踏まえた定性的予測

5. 事業計画地及びその周辺地域における調査地点

事業計画地及びその周辺地域における調査地点は、下図のとおり選定しました。

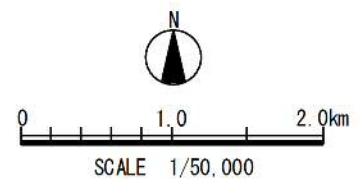


凡例①

	事業計画地
	資材等運搬車両及び廃棄物搬出入車両の運行ルート

凡例②

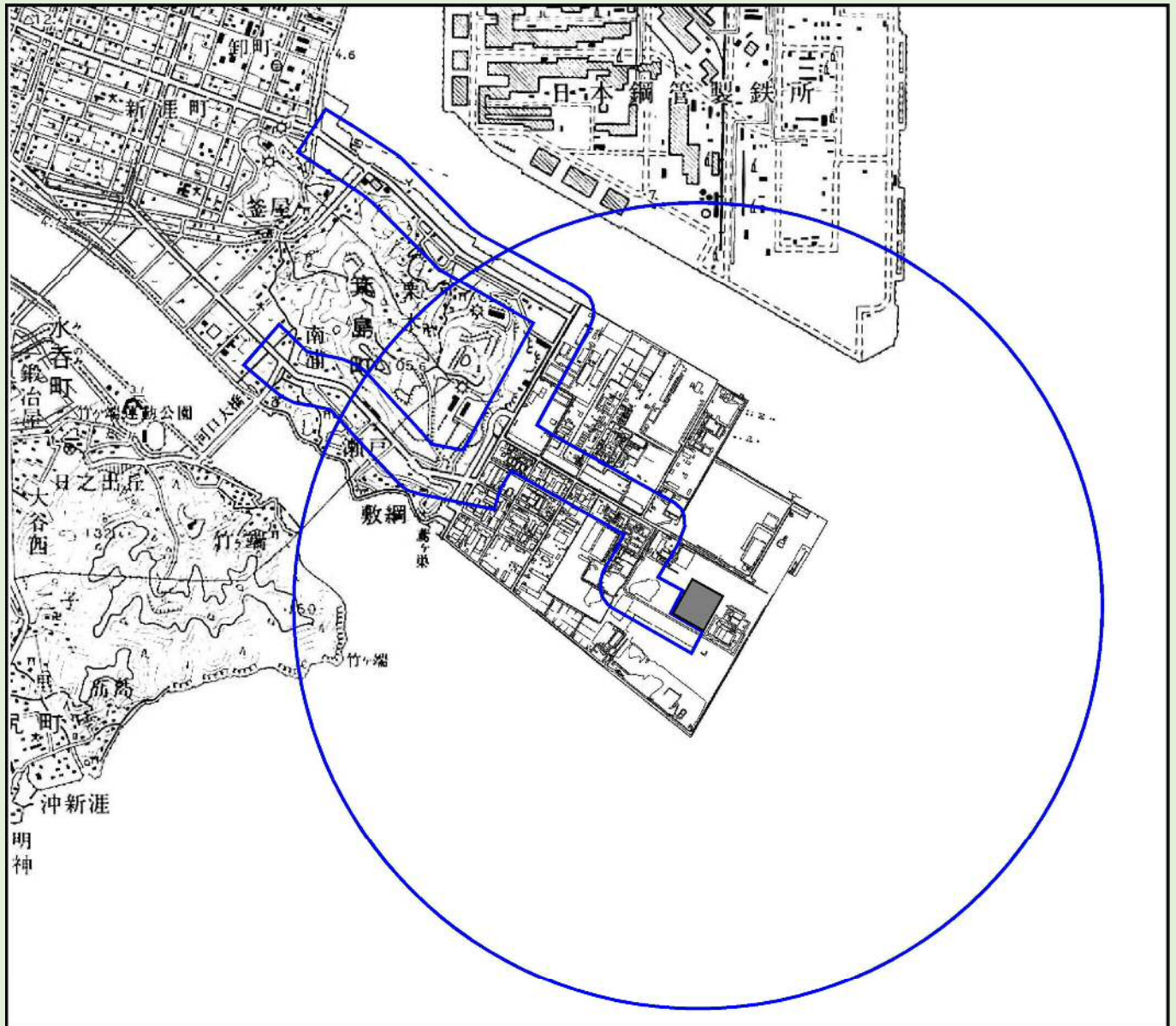
環境要素	調査方法	記号	調査項目
大気質	文献その他の資料調査		環境大気・地上気象
			降下ばいじん
	現地調査		環境大気
			地上気象・上層気象
騒音・振動	現地調査		環境騒音・環境振動
			道路交通騒音・交通量、 道路交通振動、地盤卓越振動数
悪臭	現地調査		特定悪臭物質、臭気指数
景観	現地調査		写真撮影




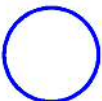

事業計画地及び
その周辺地域に
おける調査地点

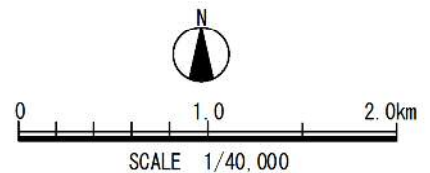
6. 環境影響を受ける範囲と認められる地域

環境影響を受ける範囲と認められる地域は、次期ごみ処理施設の煙突排出ガスによる影響と車両による影響を考慮し、下図のとおり設定しました。



凡例

	事業計画地
	環境影響を受ける範囲と認められる地域 (施設の稼働(排出ガス)により、大気質への影響が最大になる地点を含む範囲)
	環境影響を受ける範囲と認められる地域 (車両の運行により、道路沿道への影響が考えられる範囲)



環境影響を受ける範囲
と認められる地域

7. 方法書に関する諸事項

●方法書の縦覧

方法書の縦覧を次のとおり行います。方法書の写しの縦覧場所、期間及び時間は、下表のとおりです。※本市のホームページからもダウンロードすることができます。

縦覧場所		期 間	時 間
福山市	経済環境局 環境部 環境総務課	2018年（平成30年） 3月29日（木） ～5月 1日（火） （土曜日、日曜日、祝日を 除きます。）	8時30分 ～ 17時15分
	経済環境局 環境部 環境施設課		
広島県	環境県民局 環境保全課		
	東部厚生環境事務所・保健所福山支所		

●方法書の説明会

方法書について、下記のとおり説明会を開催します。

説明会開催場所	日 時	
箕島公民館	2018年（平成30年）4月21日（土）	14時00分～ 19時30分～

●方法書に関する意見

方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。意見書の記載事項等は下表のとおりです。

提出方法	ご意見がある方は、書面により意見書を郵送してください。
意見書の様式	参考様式を本市のホームページからダウンロードすることができます。（任意の様式でも可）
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） ・方法書に記載されている対象事業の名称 ・方法書について環境の保全の見地からの意見及びその理由
提出期限	2018年（平成30年）5月15日（火）まで（当日の消印有効）
提出先	〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 福山市 経済環境局 環境部 環境総務課 TEL：084-928-1071 FAX：084-927-7021

※環境影響評価方法書に関するお問い合わせは、上記提出先までお願いします。